

世親，プトンに於ける法の分類

小 谷 信 千 代

ガイガー夫妻が法の意味をその労作『パーリ・ダンマ』に於いて A. 法則 (Gesetz), 正当 (Recht), 規準 (Norm) B. 教え (Lehre) C. 真実 (die Wahrheit), 最高の実在 (die ewige und höchste Wahrheit, das höchste Sein, das höchste Wesen), D. 経験的事物 (die empirischen Dinge) の四種に分類したことはよく知られている。夫妻の分類法は五世紀の南方上座部の学僧ブッダゴースの分類の仕方に基づくものであった。

ところでブッダゴースとはほぼ同時代の世親 (320-380) の『釈軌論』に於いても法の分類が試みられていることはあまり知られていない。更に、チベットの学僧プトン (1290-1364) はその世親の分類に基づいて、かなり詳細な法の分析を行っている。プトンのそれは彼の『仏教史』に見られるものであり (Lokesh Chandra ed., *The Collected Works of Bu-ston, Part 24 (Ya)*, New Delhi, 1971), 夙にオーバーミラー (E. Obermiller) の英訳が出版されているが、それも従来あまり注意が払われたとは思われない。また筆者には多少オーバーミラーの訳とは異なる考えもあるので、以下にプトンの『仏教史』を中心にして、世親の法の分類の仕方をも併せて紹介することとする。プトンは、

A. 法の語が用いられる様々なケース (chos kyi sgra 'jug ba'i yul gyi dbye ba)

B. 法の語義 (chos kyi sgra don)

C. 法の定義 (mtshan nyid)

D. 法の種類 (rab tu dbye da), の四項目に関して法を考察している。

A の項目に関してプトンは世親の『釈軌論』を殆どそのまま引用することを以てその説明に充てている。『釈軌論』の方が多少説明が詳しいので、この項目に関してはプトン自身の要約的な説明の代わりに、『釈軌論』の文章をそのまま提示しておきたい。B, C, D の項目は、言うまでもなくプトンの説明である。

【法の語が用いられる様々なケース, 7, a, 5—7, b, 2】

『釈軌論』vyākhyāyukti の中には、次のように法に十種の意味があることが指摘されている。

Vyākhyāyukti, Toh. No. 4061, Shi, 36, a, 4—b, 2, Pek. No. 5562, Si, 40, b, 2—41, a, 2.

chos ni shes bya lam dang ni, mya ngan 'das dang yid kyi yul, bsod nams tshe dang gsung rab dang, 'byung 'gyur nges dang chos lugs la'o.

chos kyi sgra shes bya¹⁾ la chos gang la la 'dus byas sam 'dus ma byas sam de rnams kyi mchog ni 'dod chags dang bral ba yin par bshad do zhes 'byung ba lta bu'o. lam la ni dge slong dag log pa'i lta ba ni chos ma yin la yang dag pa'i lta ba ni chos yin no shes rgyas par 'byung ba lta bu'o. mya ngan las 'das pa la ni chos la skyabssu song ba zhes 'byung ba lta bu'o. yid kyi yul la ni chos kyi skye mched ces 'byung ba lta bu ste, de ni yid kho na'i yul yin zhing yul kho na yin gyi rten ni ma yin no. bsod nams la ni btsun mo'i 'khor dang bzhon nu ma rnams dang lhan cig tu chos spyod ces rgyas par 'byung ba lta bu'o. tshe 'di la mthong ba'i chos la myong bar 'gyur ba dang, byis pa ni mthong ba'i chos gces par 'dzin pa yin zhes 'byung ba lta bu'o. gsung rab la ni 'di la dge slong chos shes pa ni 'di lta ste, mdo' sde dang, dbyangs kyis bsnyad pa'i sde dang zhes rgya cher 'byung ba lta bu'o. 'byung bar 'gyur ba la ni 'du byed kyi rdzas rnams ni de'i chos so zhes 'byung ba dang, de ltar 'di lta ste, lus 'di ni rga ba'i chos yin no zhes 'byung ba lta bu'o. nges pa la ni dge slong gi chos bzhi rnams zhes²⁾ 'byung ba lta bu dang, de bzhin du dge slong dag srog gcod pa ni chos ma yin la srog gcod pa spangs pa³⁾ ni chos yin no zhes rgya cher 'byung ba lta bu'o. chos lugs la ni yul chos dang rigs chos zhes 'byung ba lta bu'o.

* (1) テクストは, chos kyi sgra zhes bya ba la となっているが, 他の九つのケースは全て lam la というようにそれぞれの事柄をしめす名詞の locative 形になっているので, このように訂正した。(2) rnams zhes (Der), rnam shes (Pek). (3) spangs pa (Der), spong ba (Pek).

法は, 所知 (jñeya) と, 道 (mārga) と, 涅槃 (nirvāṇa) と, 意[根]の対象 (mano-gocara) と, 福德 (puṇya) と, 生涯 (janman) と, 教え (pravacana) と, 未来 (bhāvin) と, 規則 (niyama) と, 慣習 (vyavahāra) とを意味する。

法の語が所知を意味するのは“およそ何らかの法が有為であっても, 或は無為であってもそれらの最も優れたものは, 貪欲を離れたものであると説かれる”と言うような場合である。

道を意味するのは“比丘たちよ, 間違った考えは法ではない。正しい考えが法であ

る”というように広く説かれるような場合である。

涅槃を意味するのは“法に帰依する”と言うような場合である。

意[根]の対象を意味するのは“法処”と言うような場合である。それは意[根]のみの対象であり、ただ対象にしかならず所依とはならない。

福德を意味するのは“[王が]王妃という眷族や侍女たちと共に法を享受する”と広く説かれるような場合である。

この生涯という意味は“現法（現世）において経験する”とか“愚か者は現法（現世）に執着する”と言うような場合である。

教えを意味するのは“ここにおいて比丘よ、法とは即ち、経と応頌と”というように広く説かれているような場合である。

未来を意味するのは“行（saṃskāra）たる事物はそういう法である”とか“この身体は老いの法である”と言うような場合である。

規則を意味するのは“比丘の四法”と言うような場合や、同様に“比丘たちよ、殺生は非法なり。殺生を断つことは法なり。”と言うような場合である。

慣習を意味するのは“地方法”とか“種族法”と言うような場合である。

ブトンは、法の語が用いられるケースを説明するためにこのような『釈軌論』の記述を引用した後に、更に法の意味を補足して次のように言う。

それら（十の意味）は主要なものに関して述べたのであって、それに尽きるわけではない。「法によって法を求めるのであり、非法によってではない」というように正当性（yukti、道理）という意味での法や、[理論に於ける]証明さるべき法（属性）と否定さるべき法などの意味でも用いられるからである。

【B. 法の語義、7, b, 2—8, a, 5】

dharma というのが法である。その語根は dhṛ である。dharāṇa つまり保つが故に法なのである。この場合、所知は相（lakṣaṇa）を保つがゆえに法である。色（rūpa）が色の相である“色に相応すること（変壞、rūpaṇīya）を保つこと[を始めとして]、一切知がその相である“一切法の現証”[を保つ]に至るまで、自相を保ち、共相つまり、一切の有為は無常であり、一切の有漏は苦であり、一切の法は無我であり、一切の涅槃は寂靜であるという共相を保つからである。意[根]の対象は、自相を保つ、或は意を保つから法である。生涯は、身体を保つ、或は衆同分を保つから法である。教えは、『釈軌論』に「法とは経などである。道理を示すという点と、意味を間違いなく確実なものとして保つ[即ち確定する]という点で[経などは法なの]である」と説かれている。未来を保ち、規則として行うべき行為を行うように保ち、地方や種族の行いを保つ

ので方法などと「呼ばれる法が法たり得るの」である。

道と涅槃と福德との三つは、罪に陥ることから「守り」保つが故に法なのである。それには悪趣に陥ることから保つことと、輪廻転生に陥ることから保つこととの二つがある。前者は Udānavarga に「この世でも来世でも法を行う者は、安らかに眠る」と説かれているように、業と果報とを確信する信と、世間的な正しい考えによって十善を行うことと、世間的な無色の静慮の三昧を修習するといったような、これらのことが悪趣に陥ることから「人を守り」保つから、法と言うのであるが、「そういう法は」外教にもある。輪廻転生に陥ることから保つものは、仏教の帰依所であり、貪欲を離れた人々の最高の法と呼ばれる涅槃と、それを得させる道諦と及びそれに伴うものとである。大乘の道と涅槃と教えとは、小乗に墮することから保つのである。無自性を証得する智慧と大慈悲などが相い伴うから生死と涅槃とから「守り」保つのである。特に、saddharma という語の意味は、sad は完全なる仏陀を意味し、彼によって説かれた法なので saddharma と言う。或は、sad は最高なるものを意味し、法が最高であるので saddharma と言うのである。つまり sad と dharma とは同格関係 (samānādhikaraṇa) にあるのである。或は、優れた人 (sad) によって行じられるから saddharma なのである。比丘の四法というのと同様である。

【C. 法の定義, 8, a, 5—9, a, 2】

「法は」次のように規定される。福德と道と涅槃とは主たる所説内容たるものであり、教えは能説たるものであり、「それらは共に」正法 (saddharma) である。その定義は「それを所縁とする時、有情たちの障礙が尽きる方便となる所のものである」つまり、「一切の苦と全ての障礙を除くものが正法である」と述べられる。それを分ければ、証得の法 (adhigama-dharma) と聖教の法 (āgama-dharma) の二つになる。『俱舍論』には「[大] 師の正法は、聖教をその本質とするものと証得をその本質とするものとの二種である」と説かれている。

証得の法の定義は「或るものが、何らかのものによって貪欲を離れる〔場合、その或るもの及び、何らかのもの〕である。」「或るものが何らかのものによって貪欲を離れる場合に、二諦を相とするもの、それが法である。離貧ということは滅諦と道諦とに包摂される」と『宝性論』には説かれている。その場合、或るもの即ち、貪欲を離れた滅諦と、何らかのもの即ち、貪欲を離れしめる道諦との二つの内、滅諦を規定すれば「真如を所縁とすることによってそこ（真如）に於いて有漏の事物が消滅すること」となる。即ち『阿毘達磨集論』に「真如を所縁とすることによってそこ（真如）に於いて有漏の事物が消滅することが、滅の規定である」と説かれている。それは更に、学、無学の断と、無余依涅槃と、大乘で言う仏の法身と「を意味するの」である。道諦を規定すれば、滅

を実現する方便である無漏の智とそれに伴うものである。『俱舍論』には「無漏は道諦と」と言い、『宝性論』には「清浄と、顕現と、退治と」と言う。それはまた見・修・無学の三種の無漏道である。或は、大乘の道諦は『宝性論』に依れば見〔道〕と修〔道〕二であると考えられる。資糧〔道〕と加行〔道〕との二は道諦に随伴するものである。

聖教の法の定義は、証得の法に悟入するための言葉であり、それには戲論より生じた習気と、法界の等流果としての言葉とがある。前者は“馬”や“牛”などというような様々な言語表現であり、輪廻と同質であるから世間的な言葉とも言われる。後者は十二部教であり、それは法性を証得せしめる等流果であり、或は法界を証得した等流果であるからそのように「法界の等流果としての言葉と」言われるのである。「最高の等流を有するという意味と」と『中辺分別論』には言う。『Prasphuṭapāda?』には「法界の同類因となれる」と言う。Paṇḍita Sunyaśri は「一切法は空性を証得することを根本とする。小さな鳥、中ぐらいの鳥、大きな鳥が空を飛ぶように、三種の悟りは、ブドガラの無我と所取の無我とそれら二種の無我とを悟ることによって得られるのである」と言う。それは涅槃と同質であるから出世間の言葉と言われる。『涅槃經』には「四大河水が大海に注ぐように、一切法も涅槃に赴く」と説かれている。

【D. 法の種類, 9, a, 2—9, b, 2】

〔法の〕種類には、証得と聖教〔の法がある〕。或は結果としての法と、〔その結果を〕実現する法と、所説の法との三種とがある。

(1) 結果としての法

第一〔の結果としての法と〕は、涅槃のことである。全ての苦がその因とともに寂滅していることをその特徴とする。それはまた七種の寂靜である。即ち、生と、老と、死と、〔怨み憎む者と〕出会うことと、〔愛する者と〕別れることと、求めるものが得られないことと、及び〔五〕蘊の苦とが静まることである。或は四種の常住である。即ち、積聚したものが尽きてしまうことと、身体が最後には壊滅することと、集会したものが最後には離散することと、生命が遂には死に至ることという、四種の無常と相い反する状態である。

(2) 〔涅槃を〕実現する法

実現する法とは道である。即ち、その結果としての法（涅槃）を得させる完全なる徳性（功德円満）のことである。それはまた四種の完全さを備えている。つまり、これは涅槃の城邑へ赴かしめるものであり、輪廻の城邑に赴かしめるものではないから、曲がっていない。涅槃に接続しているから中断しておらず、変化しないから連続して絶えることがない。食欲などの盜賊に強奪されないから被害がない。法楽という食物を備えているから親しく導くことが完全である。というような四種である。

（3）所説の法

所説の法は、道としての法を完全に明らかにするものである。それは四種の作用を持つ。即ち、“これが道である”と身近に聞こえることと、“これは道であるが他のものはそうではない”と決定することと、“この[四]念処などは道の因である”とその資糧を明確にすることと、“この煩惱と業と生の障碍は道を妨げるものである”と障碍を示すこととの四種である。そのことは『縁起経釈』の中に説かれている。

そしてこの所説の法は仏語と論との二種に分類される。{以下所説の法に関して、それが *subhāṣita* と言われる理由の説明から始めて、カンギュール、テンギュールの分類の説明が続く。}（注は割愛する。詳細は64年2月刊行予定の『大谷大学研究年報』第41集を参照されたい。）

〈キーワード〉法、『釈軌論』、プトン

（大谷大学専任講師）

新刊紹介

石村喜英著

『日本古代仏教文化史論考』

B 5 版・458 頁・定価 18,000 円
山喜房仏書林・昭和 62 年 5 月 23 日刊